

函 環 総

令和 8 年(2026年) 9 月 7 日

民生常任委員会委員 各位

環 境 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

- 1 函館市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた
連携と協力に関する協定について
- 2 清掃手数料（し尿処理手数料）の算定誤りについて

（環境部環境推進課）

（環境部清掃事業課）

函館市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定について

1 名 称

リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定

2 締結日および有効期間

(1) 締 結 日

令和8年（2026年）9月4日

(2) 有効期間

令和8年9月4日から令和9年（2027年）3月31日まで

ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに函館市または株式会社ジモティーから書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、以降同様とする。

3 締結者

函館市長 大泉 潤

株式会社ジモティー 代表取締役社長 加藤 貴博

4 目 的

函館市および株式会社ジモティーの緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、函館市内のリユース活動を促進し、住民サービスの向上および環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

5 主な連携協力の内容

- ・ リユース活動を促進するための企画立案に関すること
- ・ リユース活動を促進するための広報啓発に関すること

清掃手数料（し尿処理手数料）の算定誤りについて

1 概 要

下水道処理区域外（東部4支所管内を除く）におけるし尿処理手数料について、一部の世帯において、本来の金額とは異なる手数料となっていたことが判明した。

2 原 因

「清掃手数料システム」の保守業務受託者（株式会社エスイーシー）が、令和7年3月に新たなシステムを導入した際、および同年11月にプログラム追加修正を行った際に設定を誤ったこと、さらに、令和8年7月のデータ修正処理時に誤った処理をしたことにより、一部世帯において本来算定の対象になるべき方が対象外となっていたものである。

3 対象件数および影響額

区分	件数	影響額 (不足額)
令和7年度4期分（R7.10～12月分）	16件	12,300円
令和8年度1期分（R8.1～3月分）	15件	17,400円
令和8年度2期分（R8.4～6月分）	175件	200,700円
合 計	206件	230,400円

4 市の対応

対象世帯に対し、9月11日（金）に謝罪文とともに、追加分の納入通知書および納付書（口座振替納付をされている方については、口座振替通知書）を送付し、お支払いをお願いする。

5 再発防止策

当該保守業務受託者に対し、改修作業における検証手順を強化するとともに、データ管理体制の見直しを確実に実施するよう求めるほか、市としても、改修前後のデータや処理結果を複数職員で突合・確認するなど、動作検証を徹底し再発防止に努める。